

# 令和2年度4月入学者の入学料免除・入学料徴収猶予及び 前期分授業料免除・授業料徴収猶予の申請について

## 1. 入学料免除及び入学料徴収猶予の申請について

### (1) 申請資格者

- 入学予定者（研究生又は聴講生等として入学するものを除く）で次のいずれかに該当する場合には、選考の上、入学料の全部又は一部を免除、又は入学料の徴収を猶予される制度があります。
- 学部入学許可者の場合、入学料免除の申請資格を有するのは、下記◆入学料免除の（イ）、（ウ）、（エ）のいずれかに該当する方のみです。

#### ◆ 入学料免除

本学の入学許可者（研究生、聴講生等は除く）で、以下のいずれかに該当する者。

（ア）経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。（大学院入学許可者のみ）

（イ）入学前1年以内において、入学を認められた者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学を認められた者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が困難であると認められる者。

（ウ）その他やむを得ない事情があると認める事由がある者。

（エ）修学支援制度の採用者、又は申請予定の者（学部入学許可者のみ）

#### ◆ 入学料徴収猶予

本学の入学許可者（研究生、聴講生等は除く）で、上記（ア）（学部、大学院入学許可者共）、（イ）、（ウ）、（エ）のいずれかに該当する者。

### (2) 申請書配布・申請期間及び場所

配布期間：2月17日（月）～東京大学HPよりダウンロード

[https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01\\_02.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html)

※結果通知用封筒、提出用封筒、受理票は本部奨学厚生課奨学チーム及び入学予定学部・研究科等事務室で配布

申請期間：入学予定学部・研究科等の入学手続期間と同じ

※入学料免除・徴収猶予申請者で、授業料免除・徴収猶予の申請を希望される方は、入学料免除・徴収猶予と同時に申請してください。

受付時間：9:00～17:00

受付場所：本部奨学厚生課奨学チーム（御殿下記念館横 学生支援センターモール階）

（土曜日・日曜日・祝日・2月25日（火）・2月26日（水）は業務を行っていません。）

### (3) 申請について

- ・申請を希望する場合は、必ず各学部・研究科等で定められた入学手続期間内、かつ入学手続を行う前に、奨学チーム窓口で申請してください。申請完了時に受理票を交付するので、学部・研究科等の入学手続時に他の書類と合わせて提出してください。なお、入学予定学部・研究科等の入学手続きが郵送のみの場合でも、入学料免除・入学料徴収猶予の申請は窓口のみの受け付けです。

- ・入学料免除と入学料徴収猶予の申請書は異なりますので、申請する場合は注意してください。

## 2. 前期分授業料免除及び授業料徴収猶予（延納・分納）の申請について

### (1) 申請資格者

新入学者（研究生又は聴講生として入学するものを除く）で次のいずれかに該当する場合には、選考の上、授業料（全部又は一部）を免除、又は授業料の徴収を猶予される制度があります。

（ア）経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。

（イ）入学を認められた者又は入学を認められた者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる者。

（ウ）その他やむを得ない事情があると認める事由がある者。

## (2) 申請書配布・申請期間及び場所

配布期間：**2月17日（月）～東京大学HPよりダウンロード**

[https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01\\_02.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html)

※結果通知用封筒（授業料徴収猶予のみ。授業料免除は学務システムで結果を確認できるため、配布なし）、提出用封筒、受理票は本部奨学厚生課奨学チーム及び入学予定学部・研究科等事務室で配布

申請期間：**入学予定学部・研究科等の入学手続期間～4月10日（金）（土・日・祝日は除く）**

受付場所：本部奨学厚生課奨学チーム（御殿下記念館横 学生支援センターモール階）

受付時間：9：00～**17：00**

（土曜日・日曜日・祝日・2月25日（火）・2月26日（水）は業務を行っておりません。）

◎下記期間のみ、柏キャンパスでも受付を行います。

日時：令和2年3月3日（火）～5日（木） 9：30～11：30, 13：30～16：00

場所：新領域創成科学研究科・教務係（柏キャンパス新領域基盤棟1階）

※混雑状況により待ち時間が長くなる場合もあります。

## (3) 申請について

●**前期分の申請時に併せて後期分の授業料免除（又は授業料徴収猶予）の申請が可能です。**

●**学部学生（留学生除く）は、前期申請期間は通年（前期後期合わせて）の申請のみとなります。**

・後期分のみ申請を後期申請期間に行うこともできます。

・前期に後期分を併せて申請（以下「同時申請」という。）した場合は、後期の申請の必要はありません。ただし、**下記のいずれかに該当する場合は、後期の申請期間（3注意事項（3）参照）に改めて後期分の申請が必要**となります。

◇ 前期申請時（4月1日現在）と10月1日現在で申請内容（家族状況・就学状況（自宅・自宅外通学の別を含む）・家計状況等）に変更が生じた場合

◇ 9月から在籍課程が変わった場合（例：9月修士修了で9月博士進学）

◇ 9月卒業・修了の予定であったが、修業年限を超えて在学することになった場合

・同時申請した場合であっても、**前期分の選考結果がそのまま後期分に適用されるわけではありません。**後期に後期分の選考結果も必ず確認してください。

・**授業料免除と授業料徴収猶予の申請書は異なりますので、申請する場合は注意してください。**

・授業料免除の選考方法については、東京大学ホームページ（トップページ→教育・学生生活→授業料等の免除→「授業料免除の選考方法について」）をご覧ください。

## 3. 入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除・授業料徴収猶予についての注意事項

(1) 入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除・授業料徴収猶予申請者は、選考結果が決定するまで支払いが猶予されます。（授業料口座引落登録者も引落が猶予されます。）

選考結果が決定する前に入学料・授業料を納付した場合には申請資格はなくなります。

(2) 申請期間を過ぎてからの申請は**いかなる理由があっても受け付けない**ので注意してください。添付書類のうち、申請期間に間に合わない書類がある場合は、事前に窓口へ相談してください。申請者本人が申請期間内に申請に来ることができない場合は、代理人が申請期間内に代理申請してください。（委任状が必要です）

(3) 授業料免除・授業料徴収猶予の令和2年度後期分の日程については令和2年8月頃に掲示する予定です。東大ホームページにも掲載します。（トップページ→教育・学生生活→授業料等の免除）

(4) **例年、申請期限が近づくにつれて窓口が大変混み合います。特に最終週は、待ち時間が平均2～3時間、場合によってはそれ以上に及びますので、早めの申請を心がけてください。**

(5) **申請の際は、必ず入学許可通知（又は学生証）を持参してください。**

問い合わせ先：東京大学本部奨学厚生課奨学チーム

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

TEL 03-5841-2547, 2548